

令和8年度 焼却施設ダイオキシン類測定分析業務仕様書

1. 件名 令和8年度 焼却施設ダイオキシン類測定分析業務
2. 目的 ダイオキシン類特別措置法第28条に基づき、環境衛生センター及び環境管理センター焼却施設のダイオキシン類測定を行うもの。  
また、環境衛生センター及び環境管理センター作業環境中のダイオキシン類測定評価を行うもの。  
なお、環境管理センターについては、労働安全衛生規則第592条の2の規定に基づくものである。
3. 施行場所 宮城県黒川郡大和町鶴巣大平字勝負沢5番地の1  
黒川地域行政事務組合 環境衛生センター  
宮城県黒川郡大和町吉田字根古北50番地  
黒川地域行政事務組合 環境管理センター
4. 履行期間 契約締結日の翌日から令和9年2月26日まで
5. 業務内容 (1) 環境衛生センター 汚泥乾燥焼却施設
  - 1) ダイオキシン類測定分析
    - ① 排ガス 1回
    - ② 焼却灰 1回※①はCO、O<sub>2</sub>、ばいじん、塩化水素測定を含む。
  - 2) 作業環境中のダイオキシン類濃度測定評価
    - ① 焼却炉室 1回
- (2) 環境管理センター ごみ焼却施設
  - 1) ダイオキシン類測定分析
    - ① 1号炉排ガス 1回
    - ② 2号炉排ガス 1回
    - ③ 飛灰 1回
    - ④ 燃え殻 1回※①及び②は、CO、O<sub>2</sub>、ばいじん、塩化水素測定を含む。
  - 2) 作業環境中のダイオキシン類濃度測定評価
    - ① 炉室 2回
    - ② 灰搬出室 2回
    - ③ 飛灰処理設備室 2回

6. 公害防止基準  ごみ焼却施設におけるダイオキシン類排出濃度基準値については、黒川地域行政事務組合独自で【0.1】ng-TEQ/m<sup>3</sup>N以下と定めている。
7. 業務実施日  本業務の実施年月日については、当組合と協議の上決定するものとする。
8. 調査方法  (1) 汚泥乾燥焼却施設及びごみ焼却施設のダイオキシン類測定分析業務  
① 測定方法はダイオキシン類特別措置法施行規則第2条による。  
(2) 作業環境中のダイオキシン類濃度測定評価業務  
① 平成13年4月25日付け厚生労働省基準局長通達「廃棄物処理施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」による。  
② ダイオキシン類濃度測定については、各施設のD値を用い空气中的総粉じんの濃度を測定し算出すること。  
③ 環境衛生センター  
  ・ 焼却炉室           D値=0.0167pgTEQ/m<sup>3</sup>/cpm  
④ 環境管理センター  
  ・ 炉室               D値=0.00574pgTEQ/m<sup>3</sup>/cpm  
  ・ 灰搬出室         D値=0.00779pgTEQ/m<sup>3</sup>/cpm  
  ・ 飛灰処理設備室   D値=0.00637pgTEQ/m<sup>3</sup>/cpm
9. 費用負担  本業務に用いる測定機器及びそれに付属する一切の付属品、消耗品等、又それらの運用に要する費用は全て受託者の負担とする。  
但し、電源・水等については、施設において提供するものとする。
10. 秘密保持  受託者は、本業務の遂行上知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。
11. 成果品  受託者は、委託期間中に測定の都度、成果品を提出すること。  
(1) 汚泥乾燥焼却施設ダイオキシン類測定分析結果  
  検体毎に2部提出(1回)  
(2) ごみ焼却施設ダイオキシン類測定分析結果  
  検体毎に2部提出(1回)  
(3) 作業環境中のダイオキシン類濃度測定評価結果  
  環境衛生センター2部(1回)  
  環境管理センター2部(2回)

12. 支払方法 (1) 支払いは各測定分析結果が終了し、成果品提出後に支払うものとする。  
(2) 請求書の提出にあたっては環境衛生センターと環境管理センターの施設単位に分けて作成し提出するものとする。
13. その他 (1) 入札書の提出にあたっては、各施設の合計金額で作成し、提出すること。  
(2) 契約については、合計金額の最低価格者と契約するものとする。  
(3) 入札書の提出時には内訳を添付すること。  
(4) 本業務の実施に際し、本仕様書に明記されていない疑義が生じた場合は、受託者は当組合とその対応について協議するものとする。  
(5) 契約期間中において、消費税率の改正があった場合は、改正後の税率を適用するものとする。